

制限付き一般競争入札の実施について

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び那覇市契約規則第 4 条第 1 項の規定に基づき公告する。

那覇市長 知 念 覚



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 観光入込統計調査業務
- (2) 履 行 内 容 観光入込統計調査業務委託仕様書を参照すること
- (3) 契約予定日 令和 8（2026）年 8 月下旬（予定）
- (4) 履 行 期 間 契約の締結日から令和 9（2027）年 3 月 19 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たす者を、入札参加資格を有する者とする。

- (1) 那覇市内に本店または支店（営業所）を有する者。
- (2) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格等を有していること。
- (5) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) WEB アンケート調査及び対面アンケート調査の実績やノウハウを有すること。
- (7) 沖縄県内における観光客の計数的把握、動態調査の実績やノウハウを有すること。
- (8) 過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそ

れないこと。

3 入札説明書等の公開場所

入札説明書、仕様書等は、那覇市公式ホームページで公開する。

那覇市公式ホームページ <http://www.city.naha.okinawa.jp/>

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 (2026) 年 8 月 14 日(金) 午後 1 時
- (2) 場所 那覇市役所 6 階 602 会議室 (那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号)

5 入札保証金に関する事項

「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(8)に該当する者は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号の規定により納付を免除する。

6 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書に記名押印のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

7 その他入札に関し必要な事項

(1) 申請手続き

観光入込統計調査業務委託入札説明書を参照のうえ、入札参加資格確認申請書等の提出書類を、事務局へ持参又は郵送(書留郵便により提出期限までに必着のこと。)により提出すること。提出期限は、令和 8 (2026) 年 8 月 10 日(月) 午後 5 時までとする。

(2) 事務局

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 経済観光部観光課 担当：新城・與那覇

E-mail：K-KAN001@city.naha.lg.jp 電話：(098) 862-3276 FAX：(098) 862-1580